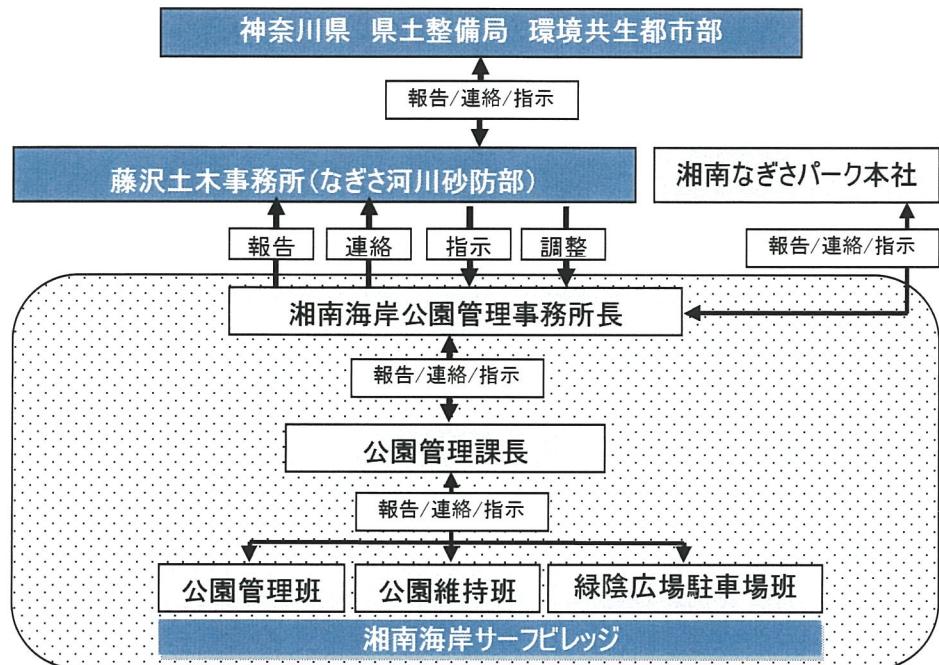


■ 連絡調整体制図



■ 現地管理事務所と本社との連携体制

本社管理部門とは、課長会議や本社安全パトロール(いずれも1回／月)を実施して情報を共有するほか、必要に応じて随時報告・連絡・相談・協議を行い、緊密な連携体制を構築しています。また、当社で管理運営を行っている他の施設との事例共有や情報交換も行っており、共通の課題については本社で情報を集約する形で各施設での課題解決にあたっています。

■ 指定管理者としての自己評価とモニタリング

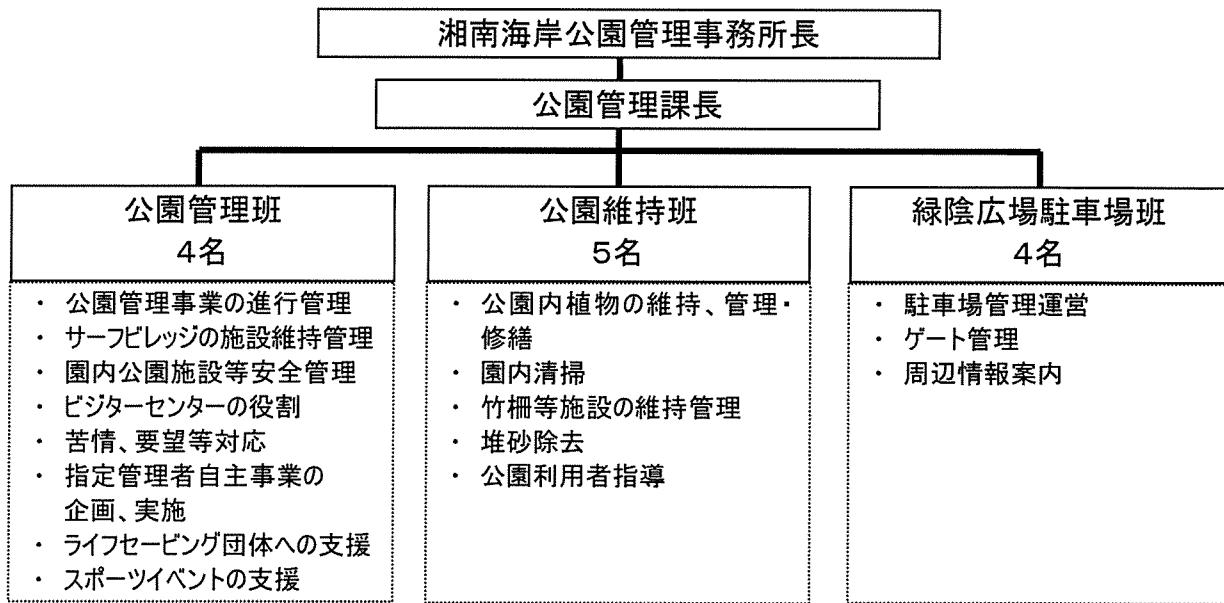
県の指定管理業務評価委員会による評価においては、「公園管理運営自己評価システム」を運用して指定管理者としての自己評価を行っています。県の実施する「県立都市公園としての指定管理業務の評価」及び「モニタリング調査」の結果については、現地管理事務所と本社管理部門との連携で課題を分析した上で定期的に管理運営上の重点項目を設定し、効率的、効果的な公園管理運営に努めています。

■ 社内監査の実施

「社内監査実施要綱」を定め、会社業務が法令及び諸規程並びに社会的規範等に準拠して、適正かつ効率的に運営されているか検証しています(1回／年)。指定管理業務に対しても監理対象として、適正な業務執行を図っています。

別表

■ 現地の職員配置計画



(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

指定管理者として管理運営する公園の業務委託先には、単なる委託作業ではなく、指定管理者と同等のモラールが求められています。仕様書による明確な指示と、現場における指導監督、作業終了時の確認により堅実な公園管理を行います。

■ 具体的な業務委託の内容

右表に示す内容で業務委託を実施します。委託先の選定にあたっては、技術資格等の有無、業務経験年数、廃棄物許可の有無等、必要な資格要件等を十分確認して委託します。

業務区分	委託業務
植物管理	高木剪定／針葉樹刈込／枯草処理
運営管理	公園運営管理システム
建物・施設・設備・工作物管理業務	電気設備定期点検・年次点検／消防設備点検／受水槽点検／空調設備機器他各種設備保守点検／建物躯体診断／水質調査／建物清掃／害虫駆除／遊具点検／噴水池清掃／金庫ダイヤル変更
清掃業務	トイレ清掃／ゴミ処理／堆砂除去
警備業務	建物機械警備／有人警備

■ 公園における基本的な注意事項の指導徹底

管理者として安全装備の配備を確実に行うとともに、委託内容に応じて、委託先等の関係者に対しても、安全衛生研修等の事前教育を実施します。

■ 法令、委託仕様書、マニュアルにもとづく作業と点検

作業従事者の安全確保にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規の定めるところに従い労働災害防止に努めます。委託業務内容については、委託仕様書に内容を定めるとともに、業務内容に応じてマニュアルを併用し作業手順を定めて実施します。

■ 作業前確認・作業時の現地立ち会い・終了時確認

作業の際の安全確保においては、朝礼や作業実施前の打合せにおいて、重点管理すべき事項を確認します。社員と作業従事者で、当日の作業で想定される危険や対応策について具体的な手順とともに確認し、作業従事者の自主的な安全確保を支援します。

委託作業時には、原則として社員が立ち会い、安全、確実な作業が行われるよう隨時指示するなど、指導監督を行います。

担当社員が確実に終了時確認を行い、所定の業務が終了していることはもちろん、清掃や作業後復旧が確実に行われていることを確認します。

■ 作業報告書

作業報告書による報告(施工前、施工後の写真提出)をもって当該作業の完了とし、各種材料試験資料についても提出を義務付けます。

■ 安全パトロールの実施

本社による安全パトロール(1回/月)も実施し、作業の実施状況の確認を行って指導するなど、指導監督方法の徹底も行い、本社、管理事務所、委託業者等、関係者が一体となって、利用者及び作業従事者の安全確保に努めます。

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

指定管理者として公園の管理運営を行うために必要な能力や経験を有する人材を確保し、研修と訓練によって技術や能力の向上を担保します。組織の生産性を最大限に高めるよう本社組織も一体となって社員の能力開発管理に取り組み、管理事務所をバックアップします。

■ 本社の社員資質向上方針、考え方

現在雇用している社員は、一定期間以上本公園で管理運営経験を積み、必要な専門能力を身に付けた、かけがえのない人材です。熟練したスタッフによる効果的、効率的な組織として今後も運営するため、研修や訓練で技術や能力のさらなる向上を図るとともに、改めてスタッフの労働意欲、達成意欲を引き出し、各自の能力を最大限発揮できるよう支援します。

■ 有期雇用社員の継続雇用と資質向上

有期雇用社員においても雇用条件を適宜見直しつつ継続的に雇用します。また、雇用期間に関わらず、担当業務に応じて研修や訓練を実施し、接客、専門技術、安全管理などの技術向上を図るとともに、本人の適性と職務にミスマッチがある場合はより適性の高い職務に再配置も行います。希望する社員に対しては、正規雇用への契約更改も検討していきます。

■ 社員研修・訓練の実施

社員の資質の向上においては、社員研修や訓練により行うことが主な取組みの一つとなると考えます。業務を離れた場での研修や訓練のみならず、業務を通して訓練する OJT の取組みも併用することで、得られた経験が単なる技術や知識の習得にとどまらず、より実践的なものとなるよう図ります。

■ 社員の動機付けのための取組み（標語づくりなど）

本社主導による、目標管理による職場運営を行うとともに、以前より実施している、社員からの募集による資質向上のための標語づくりなど、動機付けのための取組みにより、社員の意欲を引き出すことで、職場の生産性が向上するよう図ります。

■ 本社の諸制度（自己啓発支援制度など）

社員の資質の向上においては、本社の設置する諸制度に基づき、社員の自己啓発を支援します。

また、業務処理方法の改善や工夫、斬新な発想等により新規事業を興すことなど様々なアイデアにより、利用者へのサービス向上と会社収益の増加に資するための、社員による提案（企画）については、社員ミーティングの際に直接提案を受け付けるなど、社員からの提案機会を設けています。

■ 社員採用状況

事務所、駐車場、植栽等、担当業務を明確にしてハローワークで募集しています。平成 26 年度は、植栽主任として勤務する経験者を採用し、公園維持班に配置する予定です。

■ 社員研修・訓練計画（接客、専門技術、安全管理）

		目的	研修概要	対象者	回数
接客	継続	マナー接客研修	公園、海岸利用者の利便施設としてのマナー教育、ユニバーサルサービスに関する研修も実施	全スタッフ	年1回
	継続	コンプライアンス研修	個人情報の取り扱いや、適切な利用指導を行うため、都市公園法や各種法令知識の習得	全スタッフ	年1回
専門技術	継続	植物管理研修	植物管理品質の図るため、必要に応じた外部研修や講習会等を受講	担当スタッフ	年1回
	新規	トピアリー研修	修景技術の向上のため「日本トピアリー協会」主催の講習会を受講	担当スタッフ	適宜
	継続	資格取得	業務遂行に必要な資格取得のための費用は会社で負担し、社員にインセンティブを与える	担当スタッフ	適宜
	継続	IT研修	ホームページ運営や、公園管理情報システムによる利用者ニーズの検討など、パソコンスキル、情報提供サービスの向上	担当スタッフ	適宜
安全管理	継続	救命救急教育	社員に普通救命講習を受講させる。また定期的な訓練を行う	全スタッフ	年1回
	継続	事故防止教育研修	事故防止の観点から教育指導を徹底	全スタッフ	年1回
	継続	施設点検技能研修	施設設備の安全管理のための日常点検技能研修	担当スタッフ	年1回
	継続	衛生管理研修	管理業務における衛生管理の各種知識を研修。鳥インフルエンザ、O157などに関する知識を習得	担当スタッフ	年1回
その他	継続	自主事業関連教育	類似施設の見学等を行い、公園管理の学習効果を高める	担当スタッフ	年1回
	継続	公園管理運営研修	最新の公園管理運営技術を学習するため、公園管理財団などの主催する公園管理研修に参加する	担当スタッフ	適宜

これらの研修を終えたあとも、管理所内に社員の資質向上を進めるための標語を貼り、復唱して常に資質向上への意識を高めます。



マナー接客研修



救命救急教育



トピアリー研修

提案書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

当社は県、市および民間の三者により設立された第三セクターであることから、平成2年の設立当初より神奈川県の諸規程に準拠した就業、及び給与規程等を整備し、運営してきました。これらの規程は、労働基準法に則っており、また関連法令を順守しております。

■ 現在整備済みの諸規程

規程の種類	規程の名称	適用可能性	改正の要否
就業規則	社員就業規程	○	なし(対応済み)
	嘱託社員の雇用等に関する規程	○	〃
	専従社員の雇用等に関する規程	○	〃
給与規程	社員給与規程	○	〃
決裁規程	株式取扱規則	○	〃
	取締役会規則	○	〃
	監査役会規則	○	〃
	組織及び職務分掌規程	○	〃
	職務権限規程	○	〃
経理規程	経理規程	○	〃
文書管理規程	文書管理規程	○	〃
情報公開規程	情報公開規程	○	〃
個人情報保護規程	個人情報保護規程	○	〃
その他(コンプライアンス)	内部通報制度等に関する要綱	○	〃
	セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント防止等に関する要綱	○	〃
	部課長会議設置要綱	○	〃
	社員ミーティング設置要綱	○	〃
	パソコン管理要綱	○	〃
	社内監査実施要綱	○	〃
	社員定期健康診断実施要領	○	〃
その他(駐車場管理)	内部統制システム	○	〃
	駐車場管理規程	○	〃
その他(契約関係)	指名業者選定委員会設置要綱	○	〃
その他 (災害対策・対応)	業務委託要綱	○	〃
	建設工事契約要綱	○	〃
	災害時対策要綱	○	〃
その他(接客対応)	災害時行動マニュアル	○	〃
	接客マニュアル	○	〃

■ 今後新たに整備予定の諸規程

給与表を変更するため、社員給与規程を改定する予定です。

規程の種類	今後整備予定の規程の名称	規程整備の趣旨、概要、整備予定期
給与規程	社員給与規程	給与表を変更するため

(2) 個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況

個人情報の取扱いについては、当社では平成13年4月に神奈川県個人情報保護条例に準拠して整備した個人情報保護規程に則り、個人情報の適正な取扱いと運営に努めています。

■ 神奈川県個人情報保護条例に基づく届出

県個人情報保護条例の規定に基づいた「個人情報を取り扱う機関」としての届出を行っています。(平成3年6月2日届出 登録番号 91-L-00170)

■ 個人情報の収集・管理・保管・運用

公園管理業務を進めるにあたって、個人情報保護対象には、多目的ホール利用者名簿や紛失、取得物届け、各種イベントの参加者名簿、駐車場利用者による事故報告書等が上げられますが、その取り扱いについては、個人情報保護規程に基づき、厳正に対処するとともに、文書の保管にあたっては、ファイリングキャビネットに保管、施錠を行っています。



鍵付きキャビネットでの
文書保管状況

■ 社員への周知徹底（マニュアル、研修等）

個人情報保護に関する神奈川県の研修には、機会を捉えて社員を参加させ、内部研修講師として他の社員の研修を実施しています。

■ 危機管理体制

個人情報保護における疑義や問題が発生した場合は、公園での対応が難しい場合もあるため、本社に設置する個人情報相談窓口にて適切かつすみやかに対応し、問題を解決します。また、本社とも連携して再発防止策の検討を行い、公園ならびに本社で実行します。

(3) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

「神奈川県環境基本条例」「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の理念と方針に従って、環境保全の取組みを実施します。公園施設の維持管理における環境対策については、安全性、快適性、利便性に配慮しつつ、利用者に対しても県の施策への理解を図っています。

■ 省エネルギー・省資源、ごみ減量・リサイクルの推進

指定管理者施設として、県と連携して「神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画」に基づくエネルギー管理に取組みます。

維持管理で発生する剪定枝葉は、できるだけ再資源化による活用を行います。刈草は堆肥化し、ボランティア活動の資材や花壇管理など維持管理の資材として、松ぼっくりはクラフト教室の材料として園内で再活用します。また、清掃作業において収集したゴミの分別を徹底して行い、焼却ごみ減量に取り組むほか、土木事務所の指導もあり、園内10箇所に設置されていたゴミ箱を8箇所に削減するなど、利用者による方針への理解醸成も図っています。

■ 維持管理作業における環境配慮

植栽等の病害虫防除は、発見次第捕殺や病巣部の剪定など、物理的方法による駆除を基本とします。薬剤を使用する場合も部分的散布により、殺虫剤や殺菌剤の使用を最小限に留めます。芝生地については原則として農薬を使用しない管理とします。

施設維持管理においては、予防保全の考え方を原則として、こまめな小修繕による施設の長寿命化など、長期的な視点からの環境配慮を図っていきます。

清掃は、洗剤やワックス、剥離剤などの使用は最小限に留めて廃液を増やさないなど、日頃から環境に配慮した業務を実施します。清掃洗剤は中性洗剤を使用します。

■ 周辺環境への配慮

海岸や河川環境への配慮として、かながわ海岸美化財団と連携し、ビーチクリーン活動に協力するほか、清掃活動を徹底し、強風などによるゴミの流出防止に努めます。

周辺の住宅地への配慮として、ゲリラライブやバーベキューなどの違反行為による騒音や煙害がないよう十分配慮し、利用指導を徹底します。また、空車待ち車列に対しチラシを配布するなどして、アイドリングストップ運動の啓発に努めます。

飛来する野鳥に関しては、トビ・カラス対策として、利用者にその生態を理解していただくことに努め、ゆるやかな共存を図ります。また、衰弱した野鳥の保護については、管理区域外であっても、必要に応じて迅速に対処します。

■ 環境に配慮したイベントの実施

イベント開催におけるエネルギー消費、資源消費、廃棄物の発生など、環境への負荷が見込まれるため、特に環境に配慮した取組みを実施し、環境負荷の低減を図るとともに、イベント参加者への意識啓発を通じて利用者の環境に対する意識の醸成を図ります。また、「神奈川県環境にやさしいイベント基本方針」に基づき実施結果の点検を行い、環境負荷低減の継続的な改善を行っていきます。

■ 社員や利用者への意識啓発

マイカーの利用は控え、自転車や公共交通機関、徒歩通勤を基本とし、マイボトル・マイバッグを持参するなど、業務以外でも率先して環境配慮に取組みます。

研修等により社員の環境保全に関する意識向上を図るとともに、社員が率先して取組みを実践することで、県民や利用者の環境保全に対する意識を啓発するべく、公園の環境配慮活動について積極的にアピールしていきます。



ビーチグラス(海岸で見つかるガラス片)を使った作品の展示

(4) 障害者雇用促進の考え方

■ 障害者の法定雇用率の遵守及び法律改正への柔軟な対応

当社は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められている、障害者の法定雇用率を遵守するとともに、法律改正にも柔軟に対応していく予定です。また、障害者雇用を促進している企業に対し、積極的に発注するよう配慮していきます。

提案書 15 「これまでの実績」

(1) 指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況

■ 管理実績の状況

管 理 対 象 名 称	管 理 開 始 年	具 体 的 な 取 組 み	指 定 管 理 者	最 新 評 価
湘南海岸公園	サーフビレッジ	平成 7年 運営管理	—	—
	緑陰広場駐車場	平成 7年 駐車場の利用料金徴収	—	—
	公園全体(サーフビレッジ、緑陰広場駐車場を含む)	平成 18年 公園の運営管理 公園施設の維持管理 駐車場の利用料金徴収	○	良好 (※1)
	西部駐車場 中部バス駐車場 中部駐車場	平成 4年 維持運営管理 駐車場の利用料金徴収	—	—
	片瀬海岸 地下駐車場	平成 14年 駐車場の利用料金徴収	—	—
		平成 18年 維持運営管理 駐車場の利用料金徴収	○	B/B (※2)
鶴沼海浜公園スケートパーク 駐車場	平成 13年	公園の維持運営管理 スケートパークの入場料金徴収 駐車場の利用料金徴収	—	—
江の島なぎさ駐車場	平成 7年	維持運営管理 駐車場の利用料金徴収	—	—
湘南港	平成 7年	港内整理	—	—
	平成 12年	湘南港臨港道路付属駐車場の利用料金徴収	—	—
	平成 14年	江の島ヨットハーバーの管理運営	—	—
	平成 18年	江の島ヨットハーバーの維持運営管理 本船岸壁の運営管理 駐車場の利用料金徴収 緑地の維持管理	○	B/B (※2)

(※1)「平成 24 年度指定管理業務評価結果」による最終評価を記載

(※2)「モニタリング結果報告書」平成 24 年度上半期／下半期による判定を記載
(道路部、河川下水道部では都市公園課と同様の業務評価を実施していないため)